

暴風警報（特別警報）発令時の生徒の登校について

愛知県全域または西部または尾張東部（※1）または名古屋市または春日井市という地域名で暴風警報（特別警報）が発令された場合、生徒は**自宅待機**。

（※1：名古屋市、春日井市、小牧市、尾張旭市、瀬戸市など）

ただし、上記の地域名では暴風警報が発令されず、自宅・通学経路地域に暴風警報が発令されているなど、登校が困難な場合は、状況を判断して登校しなくてよい。（ただし、学校に連絡をすること。出席は考慮します。）

1 登校する以前に暴風警報が発令されている場合

登校する（授業がある）かどうかの判断基準

- (1) 午前**6：40**までに「名古屋市」「春日井市」の暴風警報が、ともに解除された場合は、平常通り登校（授業を実施）する。
- (2) 午前**6：40**～午前**11：00**に「名古屋市」「春日井市」の暴風警報がともに解除された場合は、**警報解除 2時間後** 学校に集合する（点呼ST）。
→例えば午前10：30に解除になった場合は、午後12：30までに登校。授業については登校後指示。昼食は必要に応じて用意。
- (3) 午前**11：00**時点で「名古屋市」「春日井市」のどちらか一方に暴風警報が継続されている場合は、その日の授業を中止し休校とする。

※ 上記(1)(2)の場合、通学路の冠水・河川の増水により登校が危険なときや 交通機関の途絶等により登校が困難な場合は無理に登校しなくてよい。
ただし、そのことを学校に連絡する（出席は考慮する）。

※ 自宅地域の暴風警報が解除されていても、学校所在地付近「名古屋市」「春日井市」のどちらか一方に暴風警報が発令されていれば登校しない。

2 名古屋地方気象台から【特別警報】が発表されている場合は、登校しない。解除後も安全に登校できると学校が判断して指示するまで登校しない。

【特別警報】は、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために創設されたもので、数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合に発表される。警報から特別警報に変わったら非常事態だと認識する必要がある。

3 登校後に暴風警報等が発令された場合は、学校で指示する。

4 天気予報等をよく確認し、むやみに学校に電話しないこと。